

プラスチックの取扱いについて

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
特定家庭用機器の再商品化・適正処理に
関する専門委員会(第3回)

家電リサイクルにおける プラスチックの取扱いについて1

- ・プラスチックは、その特性から戦後、適正処理が課題であったが、近年、処理技術やリサイクル技術が発展し、処理・リサイクルが可能になってきたところ。
- ・また、制度的にも、廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法等により、一般家庭から排出されるプラスチック等について、リサイクルが進展してきている。
- ・最終処分場の残余年数については、平成17年度末における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が7.7年、特に首都圏については3.4年であるなど、最終処分量の着実な減少などにより一定の改善は見られるものの、依然として非常に厳しい状況。

家電リサイクルにおける プラスチックの取扱いについて2

主な議論のポイント

- ・家電由来のプラスチックは、一般的な廃プラスチックに比べて、分離・リサイクルが容易なプラスチックもあり、比較的リサイクル向き。
- ・技術水準・設備に照らして、十分対応可能な「分離・リサイクルが容易なプラスチック」について再商品化等基準の対象とすべきか。
- ・「分離・リサイクルが容易なプラスチック」の定義。
 - どのようなプラスチックなのか。
 - 例えば、汚れや劣化によりリサイクルに適さないプラスチックの実態とその取扱(素材回収効率との関係)。

資料

家電リサイクルプラントで回収されるプラスチック



洗濯機上蓋(PS) シール材があり、このような場合、そのまま破砕機投入できない。

出典:(財)家電製品協会提供資料

家電リサイクルプラントで回収されるプラスチック



洗濯機上蓋ユニット(PS) ビスなど色々な部品が付いている場合、これをそのまま破砕機投入すると異物が混入する。

出典:(財)家電製品協会提供資料

家電リサイクルプラントで回収されるプラスチック



処理工程の中で、このような混合プラスチックが一部発生する。

出典：(財)家電製品協会提供資料